

3. 関係者の責任の評価

各行為者、管理者、職員団体（労働組合）、歴代の社会保険庁長官及び大臣の責任について、それぞれ評価を行った（本文〔参考資料4〕参照）。

4. 刑事告発の検討

無許可専従行為者に対する給与等支払の仕組みに即して検討を行った。

※ 給与等支払業務の主な関係者は、勤務時間管理員、給与事務担当課係の長、資金前渡官吏、事務局長及び事務所長。

(1) 詐欺罪

- ・ 成立のためには、
 - ① 行為者の「欺罔の意思（故意）」により、
 - ② 給与支払の処分権者が「錯誤」に陥った、ことが必要。
- ・ 行為者も給与支払の処分権者も無許可専従を「職場慣行」として認識しており、①②が認められないため、成立は困難。

(2) 背任罪

- ・ 成立のためには、
 - ① 「他人のためにその事務を処理する者」が、
 - ② 「その任務に背く行為」をしたことが必要。
- ・ 本件では、
 - ① 国のためにその事務を処理する者（勤務時間管理員、給与事務担当課係の長、資金前渡官吏、事務局長及び事務所長）が、
 - ② 任務・職責に違背したことが認められ、①の管理者と行為者との共同正犯と評価できる。

- ・ 公訴時効（５年）が経過した者と故意を認めるに足る証拠がないと判断される者を除き、行為者１６人と給与等支払関係者２５人が背任罪の構成要件に該当するものと認められる。

(3) 告発の当否

- i 各関係者が国民の負託に応えるべき公務員であることに鑑みると、国民との関係をも重視する必要があること、
- ii 社会保険庁の各不祥事の背景には、社会保険庁職員の職場における服務規律上の問題が存したとも考えられること、
- iii したがって、本件各案件関係者の犯情をもって一概に軽しとすることはできないと指摘しうる、
一方、
- iv 財産犯において、財産的損害の全部または相当部分が回復されている場合、不起訴処分となるのが通例であること、
- v 服務違反と不祥事の因果関係が証拠上必ずしも明白とはいいがたいこと
- vi 組織ぐるみの問題であるのに、背任罪の成立が認められるのは事務局長までであること、
- vii 長年にわたる同種行為を公訴時効で区切り、時効完成前の者のみ刑事罰を問うのは公平性の観点から問題なしとしない。